

## 太田市公民館利用団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市公民館条例施行規則（平成17年太田市教育委員会規則第28号。以下「規則」という。）第8条及び第9条で定める公民館登録団体（以下「登録団体」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 登録団体は、公民館が行う研修、講座その他の事業に参加し、及び協力する団体で、次の要件を満たすものであること。

- (1) 社会教育活動を目的とする団体と認められること。
- (2) 市内在住又は在勤者を主たる構成員として概ね5名以上であること。
- (3) 学習活動が計画的かつ継続的に行われると認められること。
- (4) 学習活動を公開するとともに、民主的に運営されている団体と認められること。

(禁止行為)

第3条 登録団体は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すような行為をすること。
- (2) 営利を目的とした事業を行い、又は特定の営利事業に協力し、若しくは援助すること。
- (3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持し、若しくは応援すること。
- (4) 特定の宗教を支持し、又は応援すること。
- (5) 特定の流派又は教義の普及を図ること。

(登録台帳)

第4条 公民館は、登録団体について、公民館登録台帳（様式第1号）に記載するものとする。

(登録通知書の提示)

第5条 登録団体は、公民館の利用申請をするときに登録通知書を提示するものとする。この場合において、利用できる公民館は、活動の拠点とする公民館を含め、市内の全公民館とする。

(育成)

第6条 公民館は、登録団体の育成を図るため、適切な助言と指導を行うとともに登録団体の求めに応じ講師の紹介又は必要な教材を提供するものとする。

(報告)

第7条 登録団体は、年度終了後速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 公民館等登録団体報告書（様式第2号）
- (2) その他

(期間)

第8条 登録は、毎年度初めから受付するものとし、その有効期間は、登録申請のあった日から年度末までとする。

(取消)

第9条 公民館は、登録団体が、第2条に規定する登録の要件を満たさなくなったとき又は第3条に規定する禁止行為に該当するに至ったときは、登録を取り消すことができるものとする。

(準用)

第10条 登録団体は、活動の拠点とする公民館の設置されている地域の行政センター、生涯学習センター及びふれあいセンターの利用団体として登録されたものとみなし、この要綱、太田市公民館使用申請許可基準（平成17年3月28日太田市制定）及び生涯学習センター使用申請許可基準（平成17年3月28日太田市制定）を準用する。

(その他)

第11条 登録団体の会費は、できるだけ低額におさえ、指導講師への謝礼金は、公民館の謝礼基準に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。